若年移住者暮らし奨励金交付要綱

（目的）  
第１条　知事は、和歌山県内の人口減少や少子高齢化により地域力が低下している地域に  
　おいて、移住に伴う経済的負担等の不安を軽減することにより、地域の新たな担い手で  
　ある若年者の円滑な移住及び定住を促進し、もって地域力の維持・強化を図るため、県  
　外から移住する若年者に対し、生活に必要な経費の一部として、予算の範囲内で奨励金  
　を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和６２年和歌  
　山県規則第２８号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。  
　（定義）  
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに　  
　よる。  
（１）移住推進市町村　特に県内へ移り住むことを推進するため、知事が別に定める県内  
　　の市町村をいう。  
（２）事業実施地域　移住推進市町村の長からの若年移住者暮らし奨励金事業実施計画書　  
　　（別記第１号様式）の提出に基づき、知事が、当該事業を実施する地域として定めた  
　　地域をいう。  
（３）移住　移住推進市町村の支援を受け、県外から移住推進市町村に１０年以上定住す  
　　る意思を持って、生活の拠点を県外から移住推進市町村の事業実施地域に移すととも  
　　に、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に定める転入手続を行い、住民票  
　　が当該市町村において編成されている状態にあることをいう。　  
　（補助対象事業）  
第３条　奨励金の交付対象となる事業は、次条各号に掲げる全ての要件を満たす申請者が  
　 行う移住及び定住をいう。  
　（申請者の要件）  
第４条　奨励金の交付申請の対象者は、移住推進市町村のワンストップパーソン及び受入  
　　協議会による移住相談等の支援を受けて事業実施地域に移住する世帯主であって、次  
　　の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。  
（１）申請者又はその配偶者が事業実施年度の４月１日において、２０歳以上４０歳未満  
　　であること。  
（２）移住した日が事業実施年度の４月１日から１２月３１日までの間であること。ただ　　し、事業実施年度の３月３１日までに移住することが確実と見込まれる場合で、当該　　年度の１２月３１日までに移住できないことについて、やむを得ないものと１２月末　　日までに知事の承認を受けた場合は、この限りでない。  
（３）申請者が属する世帯の全ての構成員（以下「申請者及び世帯構成員」という。）が  
　　移住しており、かつ、次のア及びイのいずれの要件も満たすこと。  
　　ア　移住前において、申請者及び世帯構成員の親族（３親等以内の者をいう。以下同  
　　　じ。）が県内市町村に居住している場合、その親族と同じ住所地に移住していない  
　　　こと。  
　　イ　移住前において、申請者及び世帯構成員の親族が県内市町村に居住している場合、  
　　　その親族が所有する家屋に移住していないこと。  
（４）申請者及び世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等に  
　　よる一時的な居住ではないこと。  
（５）申請者及び世帯構成員が移住した日から起算して少なくとも３年以上継続して事業  
　　実施地域に居住し、生活の拠点とする意思を有すること。  
（６）申請者又は世帯構成員が、事業実施地域の自治会、消防団等に加入する等、当該地  
　　域の活動に積極的に参加し、取り組む意思を有すること。  
（７）申請者と生計が同一ではなく、年間所得が奨励金の申請額の総額を上回る連帯保証  
　　人を必ず１人立てること。  
（８）申請者及びその配偶者が、生活費の確保を目的とした国、和歌山県又は県内市町村  
　　の他の事業による給付等（生活保護、雇用保険制度（基本手当）、求職者支援制度、  
　　傷病手当、遺族年金及び青年就農給付金、地域おこし協力隊等）を受けていないこと。  
（９）申請者が、原則として移住を理由として退職（個人事業の廃業を含む。）した後に　　移住し、事業実施年度の３月３１日までに就労（農林漁業への就業及び起業を含む。）　　するよう努めること。  
（１０）申請者は、移住前の時点で事業実施地域の区域外にある事業所へ就職が内定して　　いないこと。  
（１１）申請者が、申請者及び世帯構成員の親族が経営する事業の代表権を承継し、又は  
　　国及び公法人（地方公共団体、地方公営企業、地方独立行政法人等）に正規職員とし  
　　て就職することにより前号の就労を行う予定でないこと。  
（１２）申請者が、原則として、移住の前年に所得税（事業実施年度の個人住民税を含む。）  
　　を課され、又は就労による所得若しくは収入を得ていること。（１３）申請者及び世帯構成員が次のいずれの要件にも該当しないこと。  
　　ア　和歌山県暴力団排除条例（平成２３年和歌山県条例第２３号）第２条第３号の暴  
　　　力団員等又は同条第１号の暴力団若しくは同条第２号の暴力団員と密接な関係を有  
　　　する者  
　　イ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受け  
　　　ることのなくなるまでの者  
  
　（奨励金の交付額）  
第５条　奨励金の交付額は、奨励金の交付申請日を基準として、次のいずれかとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付金額 | 交付の条件（世帯の要件） |
| ２５０万円 | ①　世帯主が１６歳未満（中学生以下に限る。）の子と同居している場合 |
| １５０万円 | ②　世帯主が子と同居している場合 |  |
| ③　世帯主とその配偶者がいる世帯の場合 |
| ５０万円 | ④　申請者の要件を満たす世帯の場合 |

（奨励金の交付制限）   
第６条　前条に規定する奨励金は、平成２７年４月１日以降において申請者と同一世帯　にあった者が、既に奨励金の交付を受けている場合には、当該申請者に対して奨励金　を交付しないものとする。   
　（申請書類等）  
第７条　本事業への申請書類等は、次の各号に掲げるとおりとする。  
（１）申請書類  
　　　次の申請書類を提出すること。  
　　ア　若年移住者暮らし奨励金交付申請書（別記第２号様式）  
　　イ　誓約書（別記第３号様式）  
　　ウ　同意書（別記第３号様式の２）  
　　エ　調査同意書（別記第３号様式の３及び別記第３号様式の４）  
　　オ　申請者及び世帯構成員全員の住民票の写し（移住後のもの）  
　　カ　申請者の健康保険証の写し  
　　キ　失業している又はしていたことが確認できる書類（離職票、求職票、廃業届等  
　　　の写し）  
　　ク　直近の所得税若しくは住民税の課税額、所得額又は収入額を証する書類（申請　　　者の所得証明書、課税証明書等）  
　　ケ　申請者及び連帯保証人の印鑑証明書（提出日において、発行後３か月を経過し  
　　　ていないものであって、申請者にあっては移住後のもの）  
　　コ　連帯保証人の所得証明書（直近の所得額が奨励金の申請額の総額を上回ってい　　　るもの。）  
（２）申請書類の提出先  
　　　申請書類は、申請者が移住する市町村の担当課室へ提出すること。  
（３）申請書類の受付期間  
　　　事業実施年度の５月１日から１月末日までに県で先着順で受け付ける。ただし、  
　第４条第２項において知事の承認を受けた者にあっては、３月末日まで受け付ける。  
　（交付決定等）  
第８条　知事は、前条の規定による申請に基づき、奨励金の交付を決定し、又は却下し  
　ようとするときは、当該申請者及びその連帯保証人に対し、若年移住者暮らし奨励金  
　交付決定（却下）通知書（別記第４号様式及び別記第４号様式の２）により通知する  
　ものとする。  
　（変更交付決定）  
第９条　交付決定を受けた者は、交付決定後に交付額が減額する事由が生じた場合には、  
　若年移住者暮らし奨励金変更交付申請書（別記第５号様式）により申請しなければな  
　らない。  
２　交付決定の増額変更はすることができない。  
３　知事は、前項の規定による申請に基づき、奨励金の交付額の減額変更を決定し、又  
　は却下しようとするときは、当該減額変更交付申請をした者及びその連帯保証人に対  
　し、若年移住者暮らし奨励金変更交付決定(却下)通知書(別記第４号様式及び別記第４  
　号様式の２)により、通知するものとする。  
　（現況報告書、実績報告及び額の確定）  
第１０条　移住推進市町村の長は、当該市町村内において交付決定を受けた者の事業実　施年度の居住状況について、事業実施年度の３月１日から３月３１日までの間に、若　年移住者暮らし奨励金現況報告書（別記第６号様式）を知事に提出しなければならな　い。  
２　規則第２２条の規定により、規則第１３条に規定する実績報告書の提出は、省略す  
　るものとする。  
３　知事は、現況報告書の提出を受けて額の確定を行い、交付決定を受けた者に対し、  
　若年移住者暮らし奨励金の額の確定通知書（別記第７号様式）によりその旨を通知す  
　るものとする。  
  
 （奨励金の交付）  
第１１条　額の確定通知を受けた者は、若年移住者暮らし奨励金交付請求書（別記第８  
　号様式）を、事業実施年度の翌年度の４月２０日までに、知事に提出しなければなら  
　ない。  
２　知事は、提出された若年移住者暮らし奨励金交付請求書を適正と認める場合は、奨  
　励金を交付する。  
３　知事は、奨励金の交付の目的を達成するために必要と認める場合は、第１０条の規  
　定にかかわらず、交付決定を受けた者による請求に基づき、概算払により次に掲げる  
　限度額内の金額を交付することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 奨励金交付額 | 概算払限度額 |
| ２５０万円 | ２０万円 |
| １５０万円 | １２万円 |
| ５０万円 | ４万円 |

４　概算払を受けようとする者は、移住した日から３か月以後に、若年移住者暮らし奨  
励金概算払請求書（別記第８号様式の２）により請求するものとする。

５　知事は、奨励金の要件に該当しないと判断した場合は、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

（定住状況の報告）

第１２条　奨励金の交付を受けた者は、事業実施年度の翌年度から３年間の毎年４月１日  
における定住状況を、定住状況報告書（別記第９号様式）により毎年４月３０日までに知事に報告しなければならない。

２　奨励金の交付を受けた者は、本人又はその世帯構成員が、移住した日から３年に満たない期間内に事業実施地域から転出しようとする場合は、あらかじめ転出届（別記第１０号様式）を知事に提出しなければならない。

（奨励金の交付を受けた者の責務）

第１３条　奨励金の交付を受けた者は、この要綱の規定を遵守するとともに、移住した地  
域の担い手となるように努めなければならない。

（奨励金の返還）

第１４条　奨励金の交付を受けた者又は世帯構成員は、次の各号のいずれか該当するとき  
は、交付を受けた奨励金の一部又は全額を返還しなければならない。ただし、病気や災害等、やむを得ない事情によるものとして知事が特に認める場合はこの限りではない。

（１）奨励金の交付を受けた者及びその世帯構成員の全員が、移住した日から起算して３年に満たない期間内に事業実施地域から転出したとき。

（２）奨励金の交付を受けた者及びその世帯構成員の一部が、移住した日から起算して３年に満たない期間内に事業実施地域から転出したとき。

（３）奨励金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

２　前項の奨励金の返還額は、次の各号に掲げるとおりとする。  
（１）前項第１号に該当する場合

ア　居住期間（暦に従って算定し、奨励金の交付を受けた者及びその世帯構成員の全員が事業実施地域内に居住した期間をいう。以下この項において同じ。）が３か月未満の場合　交付額の全額

イ　居住期間が３か月以上３年未満の場合　交付額×（１－居住月数（アの居住期間　を月数に換算した期間とし、１月に満たない期間は含まない。以下この項において同じ。）／３６）

（２）前項第２号に該当する場合

ア　居住期間が３か月未満の場合　交付を受けた奨励金の額と申請日において当該転出者が世帯構成員でなかったものとして第５条の規定により算定した奨励金との差額（以下この号において「差額」という。）

イ　居住期間が３か月以上３年未満の場合　差額×（１－居住月数／３６）

（３）前項第３号に該当する場合　交付額の全額  
（書類の経由）

第１５条 規則又はこの要綱に基づき、申請者が提出する書類は、移住する事業実施地域  
が所在する市町村及び振興局を経由するものとし、市町村が提出する書類は振興局を経由するものとする。

また、市町村は、申請者から若年移住者暮らし奨励金交付申請書（別記第２号様式）の提出を受けたときは、若年移住者暮らし奨励金事業意見書（別記第１１号様式）により意見を付して進達するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第１６条 知事は、提出された申請書類に記載された個人情報については、関係法令を  
遵守の上、保護し、本事業の実施以外の目的には、一切使用しないものとする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、知事が別に  
定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成２８年４月１日以降に交付を決定する奨励金から適用し、平成２７年度以前の予算に係る奨励金については、なお従前の例による。

別記第１号様式（第２条関係）

若年移住者暮らし奨励金事業実施計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 市町村長　　　　　　　　 印

若年移住者暮らし奨励金事業について、次のとおり計画します。

１　事業名　若年移住者暮らし奨励金事業

２　担当課室名・ワンストップパーソン（役職・氏名）

|  |
| --- |
|  |

３　受入協議会名・代表者（氏名）

|  |
| --- |
|  |

４　事業実施地域

|  |
| --- |
|  |

５　事業計画

（１）県が実施する東京・大阪での移住相談会、フェア又は現地体験会への参画について

|  |
| --- |
| 東京移住相談会（　　）回、フェア（　　）回　参加予定  大阪移住相談会（　　）回、フェア（　　）回　参加予定  現地体験会（　　）回実施予定 |

（２）県が実施する空き家バンク登録について

|  |
| --- |
| 目標登録件数（　　　）件 |

（３）定住フォローアップ

|  |
| --- |
|  |

別記第２号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話

若年移住者暮らし奨励金交付申請書

　若年移住者暮らし奨励金の交付を受けたいので、若年移住者暮らし奨励金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

１　移住する人数（本人も含む）　　　　　　人  
２　世帯構成員名（氏名・フリガナ）

　（申請者との続柄　　　・年齢　　）

　　　　　　　　　　　（申請者との続柄　　　・年齢　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者との続柄　　　・年齢　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者との続柄　　　・年齢　　）

　※年齢は事業実施年度の４月１日における年齢を記載してください。

３　移住年月日　　平成　　年　　月　　日

４　移住前住所  
５　移住後住所

６　交付申請額　　　　　　　　　　　　　円  
７　関係書類

□ ①誓約書（別記第３号様式）

□ ②同意書（別記第３号様式の２）

□ ③調査同意書（別記第３号様式の３及び別記第３号様式の４）

□ ④世帯全員の住民票の写し（移住後のもの）

　□ ⑤申請者の健康保険証の写し

□ ⑥失業している、又はしていたことが確認できる書類（離職票、求職票、廃業届等の写し）

　□ ⑦直近の所得税若しくは住民税の課税額、所得額又は収入額を証する書類（申請者の所得証明書、課税証明書等）

　□ ⑧申請者及び連帯保証人の印鑑証明書（提出日において発行後３か月を経過していないものであって、申請者にあっては移住後のもの）

□ ⑨連帯保証人の所得証明書（直近の所得額が奨励金の申請額の総額を上回　　っているもの。）

別記第３号様式（第７条関係）

　　年　　月　　日

【申請者】住　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名：　　　　 　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※実印を押印すること。

誓　　約　　書

私は、若年移住者暮らし奨励金交付要綱の規定を遵守し、和歌山県内移住推進市町村（地域）に移住し、地域の担い手として自治会活動等に積極的に参加することを誓約します。また、下記の若年移住者暮らし奨励金交付要綱第４条第３号、第４号、第５号、第８号及び第１３号のいずれの要件についても満たしていることを誓約します。さらに、必要に応じ和歌山県が下記の要件について調査を行うことに同意します。

なお、この申請に当たり同要綱第１４条の規定により、奨励金の一部又は全部の返還を請求されても、何ら異議の申立てを行いません。その際には、既に交付を受けた奨励金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

　また、当該奨励金が所得となることを承知し、必要な申告等の手続を行うこ

とを誓約します。

＜若年移住者暮らし奨励金交付要綱（抜粋）＞

第４条

（３）申請者が属する世帯の全ての構成員（以下「申請者及び世帯構成員」という。）が移住しており、かつ、次のア及びイのいずれの要件も満たすこと。

ア　移住前において、申請者及び世帯構成員の親族（３親等以内の者をいう。以下同じ。）が県内市町村に居住している場合、その親族と同じ住所地に移住していないこと。

イ　移住前において、申請者及び世帯構成員の親族が県内市町村に居住している場合、その親族が所有する家屋に移住していないこと。

（４）　申請者及び世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと。

（５）　申請者及び世帯構成員が移住した日から起算して少なくとも３年以上継続して事業実施地域に居住し、生活の拠点を有する意思を有すること。

（８）　申請者及びその配偶者が、生活費の確保を目的とした国、和歌山県又は県内市町村の他の事業による給付等（生活保護、雇用保険制度（基本手当）、求職者支援制度、傷病手当、遺族年金及び青年就農給付金、地域おこし協力隊等）を受けていないこと。

（１３）　申請者及び世帯構成員が次のいずれの要件にも該当しないこと。

　　ア　和歌山県暴力団排除条例（平成２３年和歌山県条例第２３号）第２条第３号の暴力団員等又は同条第１号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

　　イ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

別記第３号様式の２（第７条関係）

同　　意　　書

私は、申請者が若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１４条の規定により奨励金の一部又は全部を返還する場合には、当該債務について、申請者の連帯保証人となることに同意します。

　　年　　月　　日

連帯保証人　住所

氏名　　 　 　 印

　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

* 連帯保証人は、自署の上、実印を押印すること。
* 連帯保証人は、奨励金の交付額を上回る直近の所得証明書及び印鑑証明書を添付すること。
* 連帯保証人は、申請者と生計を一にしておらず、所得額が奨励金の交付額の総額を上回っている者

別記第３号様式の３（第７条関係）

　　年　　月　　日

【申請者】住　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名：　　　　 　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※実印を押印すること。

調査同意書

私は、若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１４条の規定により奨励金の返還金が発生した場合、和歌山県が下記の調査を行うことについて、同意します。

記

○ 調査内容

（１）市町村における住民税等の課税状況に関する調査

（２）金融機関における取引状況に関する調査

（３）生命保険の加入に関する調査

（４）勤務先等における給与支払い状況等に関する調査

（５）現住所地及び居住地に関する調査

（６）取引先等への売掛金調査等

（７）不動産、自動車等の保有状況調査等

（８）その他、奨励金の返還に必要な調査

別記第３号様式の４（第７条関係）

　　年　　月　　日

【連帯保証人】住　　所：

　　　　　　　氏　　名：　　　　 　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※実印を押印すること。

調査同意書

私は、若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１４条の規定により、奨励金の返還金が発生した場合、和歌山県が下記の調査を行うことについて、同意します。

記

○ 調査内容

（１）市町村における住民税等の課税状況に関する調査

（２）金融機関における取引状況に関する調査

（３）生命保険の加入に関する調査

（４）勤務先等における給与支払い状況等に関する調査

（５）現住所地及び居住地に関する調査

（６）取引先等への売掛金調査等

（７）不動産、自動車等の保有状況調査等

（８）その他、奨励金の返還に必要な調査

別記第４号様式（第８条、第９条関係）［申請者用］

第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

和歌山県知事

若年移住者暮らし奨励金（変更）交付決定(却下)通知書

　　年　　月　　日付けで（変更）申請のあった若年移住者暮らし奨励金について、下記のとおり（変更）交付を決定(却下)したので通知します。

記

１ （変更後）交付額　　　　　　　　　　　　　　　 円

２ 交付の条件

(１) 若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１４条の規定により交付を受けた奨励金の一部又は全部の返還を求められたときは、速やかに返還すること。

(２) 知事から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに報告又は提出を行うこと。

(３) 知事から現況確認の同意を求められたときは、速やかに同意すること。

３ （変更）交付却下の理由(却下の場合)

別記第４号様式の２（第８条、第９条関係）［連帯保証人用］

第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　様

和歌山県知事

若年移住者暮らし奨励金（変更）交付決定(却下)通知書

　　年　　月　　日付けで（　　申請者名　　）より（変更）申請のあった若年移住者暮らし奨励金について、下記のとおり（変更）交付を決定(却下)したので通知します。

記

１ （変更後）交付額　　　　　　　　　　　　　　　 円

２ 交付の条件

(１) 若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１４条に該当することとなったときは、交付を受けた奨励金の一部又は全部を返還すること。

(２) 知事から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに報告又は提出を行うこと。

(３) 知事から現況確認の同意を求められたときは、速やかに同意すること。

３ （変更）交付却下の理由(却下の場合)

別記第５号様式（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話

若年移住者暮らし奨励金変更交付申請書

　年　　月　　日付　第　　号で交付決定のあった若年移住者暮らし奨励金に係る補助事業について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

１　変更する事項

２　変更理由

３　添付書類（変更になる書類のみ添付すること）

□ ①誓約書（別記第３号様式）

□ ②同意書（別記第３号様式の２）

□ ③調査同意書（別記第３号様式の３及び別記第３号様式の４）

□ ④世帯全員の住民票の写し（移住後のもの）

　□ ⑤申請者の健康保険証の写し

□ ⑥失業している、又はしていたことが確認できる書類（離職票、求職票、廃業届等の写し）

　□ ⑦直近の所得税若しくは住民税の課税額、所得額又は収入額を証する書類（申請者の所得証明書、課税証明書等）

　□ ⑧申請者及び連帯保証人の印鑑証明書（提出日において発行後３か月を経過していないものであって、申請者にあっては移住後のもの）

□ ⑨連帯保証人の所得証明書（直近の所得額が奨励金の申請額の総額を上回っているもの。）

別記第６号様式（第１０条関係）

若年移住者暮らし奨励金現況報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定のあった若年移住者暮らし奨励金に係る下記の者の居住状況について報告します。

　　年　　　月　　　日

　　和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　 市町村長　　　　　印

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定を受けた者の氏名 | | |  | | |
| 交付決定を受けた者の住所 | | |  | | |
| 移住年月日  （住民票記載） | | | 年　月　日 | | |
| 交付決定を受けた時の世帯の状況 | | | | | |
| 続柄 | 氏名 | | | 続柄 | 氏名 |
| 本人 |  | | |  |  |
| 配偶者 |  | | |  |  |
|  |  | | |  |  |
|  |  | | |  |  |
| 事業実施年度の  ３月の居住状況 | □ ①交付決定どおり、全員が引き続き居住している。  □ ②交付決定に相違して、対象の全員又は一部が  転出している。 | | | | |
| ②の場合の転出した者の氏名と転出年月日 | | | | | |
| （氏名） | | （転出年月日） | | | |
|  | |  | | | |
|  | |  | | | |
|  | |  | | | |

※ 記入欄が不足する場合は適宜追加すること。

別記第７号様式（第１０条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

和歌山県知事

若年移住者暮らし奨励金の額の確定通知書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定のあった若年移住者暮らし奨励金について、和歌山県補助金等交付規則第１４条の規定により、下記のとおり奨励金の額を　金　　　円に確定しました。

ついては、　　　年　　月　　日までに別記第８号様式により、和歌山県知事あてに交付請求書を提出してください。

ついては、同（規則第１８条）規定により金　　　円を　　　年　月　日までに返還してください。

別記第８号様式（第１１条関係）

若年移住者暮らし奨励金交付請求書

請求額　金　　　　　　　　円

　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で額の確定のあった若年移住者暮らし奨励金について、和歌山県若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

　　年　　　月　　　日

　　和歌山県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名 　　　　　　　　　　　　 印

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励金の精算  （精算払） | (確定)交付額  　　　　　円 | － | 既交付奨励金額  　　　　　円 | ＝ | 精算額  　　　　　　円 |

別記第８号様式の２（第１１条関係）

若年移住者暮らし奨励金概算払請求書

請求額　金　　　　　　　　円

　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定のあった若年移住者暮らし奨励金について、和歌山県若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

　　年　　　月　　　日

　　和歌山県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名 　　　　　　　　　　　　 印

|  |  |
| --- | --- |
| 概算払が必要  である理由 |  |

※ 添付書類：転入後３か月以降の世帯全員の住民票の写し

別記第９号様式（第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

（奨励金の交付を受けた者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話

定住状況報告書

　　若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１２条の規定により、　　　　年４月１日における定住状況報告を提出します。

１ 同居する世帯構成員数　　　　　　　人  
（世帯構成員の氏名・年齢を記入してください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 年　齢 | 氏　名 | 年　齢 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２ 就労時期（いずれかを選択）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 既に就労している | 年　　月　　日就労 |
|  | まだ就労していない |  |

　　　※ まだ就労していない場合は、以下の欄は記入不要です。

３ 就労先の名称等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所等名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |

　　　※ 農林水産業等に独立就業した場合は、事業所等名に就業内容を記載して下さい。

別記第１０号様式（第１２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

（奨励金の交付を受けた者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話

転 出 届

　　若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１２条の規定により、転出届を提出します。

１　転出予定日

２　転出する者の氏名  
（転出する方全員の氏名を記入してください）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 年　齢 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３　転出理由

　　（詳しく記載してください）

|  |
| --- |
|  |

４　転出先住所及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 転出先住所 |  |
| 電話番号 |  |

別記第１１号様式（第１５条関係）

若年移住者暮らし奨励金事業意見書

　　年 月 日

和歌山県知事　様

市町村長　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　受入協議会会長　　　　　　　　　印

　下記の方より申込みのあった若年移住者暮らし奨励金事業は、若年移住者暮らし奨励金事業実施計画により、当市町村及び受入協議会が移住支援を行った事業である旨、若年移住者暮らし奨励金交付要綱第１５条第２項の規定により意見を申し述べます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者住所 |  |  |
| 申請者氏名 |  |